

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

株式会社ココペリ

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭 殿

【提出日】 2020年12月 2 日

【会社名】 株式会社ココペリ

【英訳名】 Kokopelli Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 近藤 繁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区二番町 8 番地 3 二番町大沼ビル 4 階

【電話番号】 03-6261-4091 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート事業部長 馬庭 興平

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区二番町 8 番地 3 二番町大沼ビル 4 階

【電話番号】 03-6261-4091 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート事業部長 馬庭 興平

1 【新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書の提出理由】

2020年11月13日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第6 提出会社の株式事務の概要	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____頁で示してあります。

第一部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日、9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料 (注 2)
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.kokopelli-inc.com/
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(訂正後)

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料(注2)
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.kokopelli-inc.com/
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利